

鮫川村体育施設条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、体育及び文化に関する各種の事業を行い、村民の体位の向上、健康の増進、情操の純化を図り、保健体育の向上、生活文化の振興を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設は、鮫川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第4条 体育施設及び付帯施設、備品（以下「体育施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときもまた同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合に、管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設等を毀損、滅失又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 第4条第1項の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用方法の区分に従い、別表第2から別表第6に定める使用料を納付しなければならない。ただし、料金を明示しない体育施設等については、使用料の納付を要しない。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、村等の主催する行事及び公益上必要があると認める行事、その他特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不返還の原則)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由によって使用が不能になったとき又は教育委員会が返還することを相当と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(専用使用)

第9条 教育委員会は、村等の主催する行事又は公益上必要があると認める行事等については、専用使用を認めることができる。

(使用許可の取消し)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取消すことができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 第5条各号に該当する事由が発生したとき。
- (3) 第4条第2項に基づく使用条件に違反したとき。
- (4) 管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したとき又は使用許可の取消し若しくは停止されたときは、体育施設の状態を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により体育施設等を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 第10条の規定に基づく使用許可の取消しによって、使用者が受ける損害については、教育委員会は賠償の責を負わない。
- 3 体育施設等の使用中に、使用者の責めによる事由により生じた損害については、教育委員会は其の責を負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鮫川村村民運動場条例（昭和39年鮫川村条例第20号）
- (2) 鮫川村農業者トレーニングセンター設置条例（昭和57年鮫川村条例第8号）
- (3) 鮫川村青少年広場設置条例（平成12年鮫川村条例第30号）
- (4) 鮫川村村民体育館設置条例（平成19年鮫川村条例第8号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までの、旧条例の規定による処分、手続その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
トレーニングセンター	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入64番地
富田体育館	鮫川村大字富田字彦次郎213番地
西山体育館	鮫川村大字西山字水口31番地
青生野体育館	鮫川村大字青生野字大犬平56番地
青少年広場	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入131番地
村民グラウンド	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入83番地
西野グラウンド	鮫川村大字赤坂西野字名下57番地
青生野グラウンド	鮫川村大字青生野字大犬平225番地

別表第2（第6条関係）

トレーニングセンター

アリーナ・トレーニングルーム使用料

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間
			9時～12時	12時～17時	17時～22時
アリーナ	入場料を徴収しない場合	体育行事に使用する場合	440円	660円	880円
		その他の催しに使用する場合	660円	880円	1,100円
	入場料を徴収する場合	体育行事に使用する場合	2,200円	3,300円	4,400円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,400円	6,600円

		営利を目的とする場合	22,000円	33,000円	44,000円
トレーニングルーム			220円	330円	440円

備考

- 1 団体使用又は専用使用の場合に適用する。
- 2 連続使用の場合は累計額とする。
- 3 時間外の使用に係る使用料の額は、早朝については午前の使用料に、深夜については夜間の使用料に、次により算出される1時間当たりの額に時間外の使用時間を乗じた額を加算した額とする。
 - (1) 早朝とは午前5時から午前9時までの時間をいい、午前の使用料の2分の1に相当する額
 - (2) 深夜とは午後10時から午前5時までの時間をいい、夜間の使用料の2分の1に相当する額
- 4 時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は切り上げるものとする。

別表第3（第6条関係）

トレーニングセンター

プール使用料

区分		使用料	摘要
団体又は専用使用	午前	4,200円	午前9時40分から午前11時30分まで
	午後	7,350円	午後1時から午後4時50分まで
	夜間	6,300円	午後7時から午後8時50分まで
個人	大人 (高校生含む。)	1人1回 210円	使用時間は 1 午前9時40分から午前11時30分まで 2 午後1時から午後4時50分までのうち、2時間以内 3 午後7時から午後8時50分
	小・中学生	1人1回 100円	
	幼児	1人1回 50円	

備考

- 1 連続使用の場合は累計額とする。この場合、使用が午前と午後の間の時間に終了したとき又は午後と夜間の間の時間に終了したときは、それぞれ午後又は夜間の使用があったものと

みなす。

2 前項以外の時間外の使用に係る使用料の額は、別表第2の備考3の算出方法により算出された額とする。この場合、「午前9時」を「午前9時40分」と、「午後10時」を「午後8時50分」と読み替える。

3 前2項の時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

別表第4（第6条関係）

富田体育館、西山体育館、青生野体育館

使用区分		使用時間		午前	午後	夜間
				9時～12時	12時～17時	17時～22時
入場料を徴収しない場合	体育行事に使用する場合			440円	660円	880円
	その他の催しに使用する場合			660円	880円	1,100円
入場料を徴収する場合	体育行事に使用する場合			2,200円	3,300円	4,400円
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合		4,400円	6,600円	8,800円
		営利を目的とする場合		22,000円	33,000円	44,000円

備考

- 1 団体使用又は専用使用の場合に適用する。
- 2 連続使用の場合は累計額とする。
- 3 時間外の使用に係る使用料の額は、早朝については午前の使用料に、深夜については夜間の使用料に、次により算出される1時間当たりの額に時間外の使用時間に乗じた額を加算した額とする。
 - (1) 早朝とは午前5時から午前9時までの時間をいい、午前の使用料の2分の1に相当する額
 - (2) 深夜とは午後10時から午前5時までの時間をいい、夜間の使用料の2分の1に相当する額
- 4 時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は切り上げるものとする。

別表第5（第6条関係）

青少年広場

区分	使用料		
夜間照明設備	1時間につき	運動場	2,100円
		テニスコート	630円
運動場	2時間につき	村に居住又は職を有する者の団体	1,050円
		上記以外の者の団体	1,575円

別表第6（第6条関係）

村民グラウンド

区分	使用料		
夜間照明設備	1時間につき	運動場	2,100円
運動場	2時間につき	村に居住又は職を有する者の団体	1,050円
		上記以外の者の団体	1,575円